

介護従事者の処遇改善に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十二年十一月三十日

加藤修

一

参議院議長 西岡武夫 殿

介護従事者の処遇改善に関する質問主意書

我々公明党は、与党時代から介護従事者の処遇改善に積極的に取り組んできた。二〇〇九年度の介護報酬改定では三%増と初のプラス改定を行つた。また、プラス改定が高齢者の保険料アップに直結しないよう、二〇〇八年度の二次補正予算及び二〇〇九年度の一次補正予算で五千億円以上を計上するなど対策を講じてきただ。

そこで、以下質問する。

一 介護従事者の平均賃金について

二〇〇九年度の介護報酬改定三%増により、介護従事者の平均賃金は月額幾らアップしたか示されたい。

また、介護職員処遇改善交付金により、介護従事者の平均賃金は月額幾らアップしたか示されたい。

二 介護従事者の処遇改善策について

長妻前厚生労働大臣が講じた介護従事者の処遇改善策で、介護従事者の平均賃金は月額幾らアップしたか、明らかにされたい。

また、細川厚生労働大臣が講じた介護従事者の処遇改善策で、介護従事者の平均賃金は月額幾らアップしたか、明らかにされたい。

三 民主党マニフェストとの関係及び月額四万円引き上げの根拠について

民主党マニフェストには、「介護労働者の賃金を月額四万円引き上げる」と記載されている。一及び二でアップした額に加え、さらに四万円を引き上げるということなのか、政府としての見解を示されたい。

さらに、介護労働者の賃金を月額四万円引き上げるという根拠は何か。なぜ四万円なのか、政府としての見解を問う。

四 月額四万円引き上げによる雇用効果について

介護従事者の賃金を月額四万円引き上げることで、どれくらいの雇用が見込まれるのか、政府の見解を問う。

右質問する。